

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 14 日

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を
活用した感染症発生動向調査について」の改正について

新型コロナウイルス感染症に係る感染症発生動向調査については、これまでの感染症発生動向調査システムに代えて、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）により、発生届の内容等の関係情報の入力を行っていたいただいているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 173 号）が施行されたことに併せて、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について（令和 2 年 5 月 29 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」を別添のとおり改訂いたしましたので、御了知いただくようお願いします。

【照会先】

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策推進本部【保健班】

代表電話：03（5253）1111（内線 8083／8082）

直通電話：03（3595）2305

メールアドレス：corona-taisaku@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年5月29日
一部改正 令和2年10月14日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）
を活用した感染症発生動向調査について

「感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について」（令和2年5月29日健感発0529第2号）別紙（以下「改正実施要綱」という。）において、新型コロナウイルス感染症に係る感染症発生動向調査については、これまでの感染症発生動向調査システムに代えて、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）により、発生届の内容等の関係情報の入力を行うこととしたところです。

今般、HER-SYSを活用した新型コロナウイルス感染症に係る感染症発生動向調査における留意事項について、下記のとおり取りまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、地方衛生研究所等、帰国者・接触者外来や地域外来・検査センター等の医療機関等に対し周知いただくようお願いします。

なお、厚生労働省においては、今後の統計情報の集計等については、HER-SYSに入力された情報に基づいて行うことを基本としますので、あわせて御了知いただくようお願いします。

記

1. 保健所等での入力における留意事項について

(1) 主な流れ

- HER-SYSを活用した新型コロナウイルス感染症の患者（疑似症患者については、当該患者について医師が入院を要すると認めた者に限る。以下同じ。）に係る情報の収集・共有の主な流れは、次のとおりであること。

- ① 患者が帰国者・接触者外来等を受診。その結果、新型コロナウイルス感染症の患者であると診断された場合には、当該帰国者・接触者外来等（※）において、HER-SYS 上で発生届の情報（（３）参照）を入力。同時に、宿泊療養や自宅療養になった場合に患者自身がスマートフォン等で健康情報を入力する際に必要となる ID（以下「スマホ入力 ID という。」）が生成されるので、スマホ入力 ID を患者に伝達。
- ② 最寄りの保健所において内容を確認の上、入院・宿泊療養・自宅療養の別に応じて、所要の対応を行う。
- ③ 入院の場合は、入院先の医療機関において（※）、患者の状態等を HER-SYS 上に入力。
宿泊療養・自宅療養の場合は、患者がスマートフォン等を通じて日々の健康状態を入力。都道府県等の宿泊療養担当職員又は保健所（都道府県等から委託を受けた者を含む。）が、入力情報を確認。入力がない場合、症状に変化が見られる場合等は、患者に電話連絡等を行い、その結果を入力。療養中に医療を受けた場合には、受診日、医療機関名等を入力。
- ④ 退院基準又は宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たすことが確認された場合には、転帰情報等を入力。

※ 当該帰国者・接触者外来等又は当該入院先の医療機関に入力・閲覧権限が付与されていない場合には、発生届の情報等を最寄りの保健所に連絡し、保健所が入力。スマホ入力 ID の患者への伝達も、保健所が行う。

（２）新規の患者の情報の入力と発生届における留意事項

- 新規の患者に関する情報の入力（以下「新規作成」という。）については、都道府県等の委託を受けて行政検査を行う医療機関又は保健所において、新型コロナウイルスの患者であると診断された時点で行うこと。当該医療機関に入力・閲覧権限が付与されていないなど、当該医療機関における新規作成が困難な場合には、当該患者に係る情報が適切に入力・管理されるよう、保健所や医療機関間の連携を確保し、必要な対応を行うこと。
- また、HER-SYS への入力については、「発生届」及び「現在のステータス」に関する情報の正確な入力を最優先に対応すること。

（３）検査結果判明時における留意事項

- （２）のとおり、検査の結果陽性と診断された者については、HER-SYS への入力により、発生届を提出すること。
- 入院が必要と医師が認めた疑似症患者については、疑似症であると診断された時点で、HER-SYS への入力により、疑似症患者としての発生届の提出を行うこと。

その後、当該疑似症患者が陽性患者であると診断された場合には、発生届の提出を改めて行うこと。また、当該疑似症患者が陰性であると診断された場合には、疑似症患者として一旦提出した発生届を修正し、検査結果を入力すること。

- 患者の状態等に応じて、抗原検査と PCR 検査の両方を受ける場合には、全ての検査の結果を入力すること。
- 退院基準又は宿泊療養若しくは自宅療養の解除基準を満たした後、再度、症状の変化等により検査を受けることとなり、その結果、確定患者と診断された場合については、新たな患者としてシステム上で新規作成の作業を行うこと。この場合、以前の入力済みのデータを削除する必要はないこと。

(4) その他の留意事項

- 患者の発生から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の間までに、患者が保健所の管轄区域をまたいで居所を移動する場合など、主に担当する保健所が変更となる場合には、HER-SYS 上で所要の処理を行うこと。この場合、変更処理を行う際に変更後の保健所に連絡を行う、双方の保健所が閲覧できる処理を行う等の対応により、変更前後の保健所における連携を図ること。
- HER-SYS において取り扱う情報は、その取扱いに特に配慮を要する個人情報であることから、システムへのログイン用の ID・パスワードの管理、ウイルス対策ソフトの導入、盗み見防止への配慮等について、別添資料も参考にセキュリティ対策に万全を期すこと。また、利用規約に基づきシステム利用統括責任者の配置等、適切な管理体制をとること。

2. 中央感染症情報センター、地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センターにおける取扱い

- 新型コロナウイルス感染症に係る情報については、日々、都道府県等において報道発表等が行われている状況にあることに鑑み、改正実施要綱第5の2(1)において、中央感染症情報センター、地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター（以下「中央感染症情報センター等」という。）による週報又は月報を作成しないこととしたところ。このため、改正実施要綱第5の1(1)に基づく週報及び月報については、新型コロナウイルス感染症以外の感染症についてとりまとめ、公表すること。
- なお、この取扱いは、中央感染症情報センター等において、HER-SYS を活用した新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集及び分析を行うことを妨げるものではなく、改正実施要綱第5の2に従って、適切に行われることが重要である。必要に応じて、都道府県等と中央感染症情報センター等の間で両者の役割分担について相談し、緊密な連携を図ることが望ましい。

3. 統計情報の取扱い

- 今後、厚生労働省においては、全国又は都道府県等ごとの統計情報については、HER-SYS に入力された情報に基づいて集計等を行ったものを公表し使用することを予定していること。
- 各都道府県等においても、HER-SYS の登録情報について個人が特定されない形で、統計情報として公表することは差し支えないこと。その際、HER-SYS においては、随時情報が更新されることとなるため、集計のタイミングによって、数値が異なる可能性があることに留意すること（※）。
- ※ 例えば、6月1日分の検査実施数について、必ずしも同日中に全ての医療機関、保健所等において入力が終わるとは限らないため、翌日（2日）に集計した数値と一週間後に集計した数値が一致しない可能性がある。

4. HER-SYS への関係情報の入力により省略可能となる事務等

- 次の事務については、HER-SYS への関係情報の入力が可能であるため、従来の方法に代えて、HER-SYS への入力により行うことができること。
 - ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく医師による発生届
 - ② 宿泊療養及び自宅療養中の健康フォローアップにおける患者本人や委託先（地域の医師会等）から保健所に対する報告
 - ③ 帰国者・接触者外来や地域外来・検査センター等の検査を行った医療機関から保健所に対する検査結果等の報告
- また、厚生労働省から都道府県等に別途依頼している調査・報告のうち、次のものについては、HER-SYS への入力により回答・報告すること。なお、やむを得ない事情等により、HER-SYS への入力が困難である場合には、回答方法等について個別に厚生労働省に相談すること。

（HER-SYS に関係情報を入力することで、別途厚生労働省への報告が不要となる調査事項）

- ・ 「新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（協力依頼）」（令和 2 年 2 月 12 日付け健感発 0212 第 3 号）に基づく調査
- ・ 「各都道府県における新型コロナウイルス感染症患者のうち感染経路が特定できない症例の発生状況の確認依頼について」（令和 2 年 5 月 8 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づく報告
- ・ 「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」（令和 2 年 4 月 26 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（医療体制班）事務連絡）等に基づく療養状況等に関する報告

【照会先】

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策推進本部【保健班】

代表電話：03（5253）1111（内線 8083／8082）

直通電話：03（3595）2305

メールアドレス：corona-taisaku@mhlw.go.jp